

前払式支払手段の払戻しに係る協会ウェブサイトへの掲載について

- 資金決済法に基づき営業所等での情報掲示が義務付けられている手続きについては、デジタル臨時行政調査会における議論・検討を踏まえて、見直しが行われました。
- これにより、2024年4月1日より、前払式支払手段の払戻しをしようとする場合、現行の情報掲示に加えて、日本資金決済業協会（以下「協会」）のウェブサイトへの情報掲載を行っていただく必要があります。（協会の会員・非会員を問いません。）

◎協会ウェブサイトへの掲載の手順

① 前払式支払手段の払戻しをしようとする場合、協会ウェブサイトへの情報掲載について、**速やかに、届出又は登録先の財務局に報告様式を提出し**（※1）、**事前確認**を受けてください。

② 財務局による事前確認が終了した後、

➢ **協会の会員**は、**掲載内容を速やかに協会へ提出**してください（※2）。

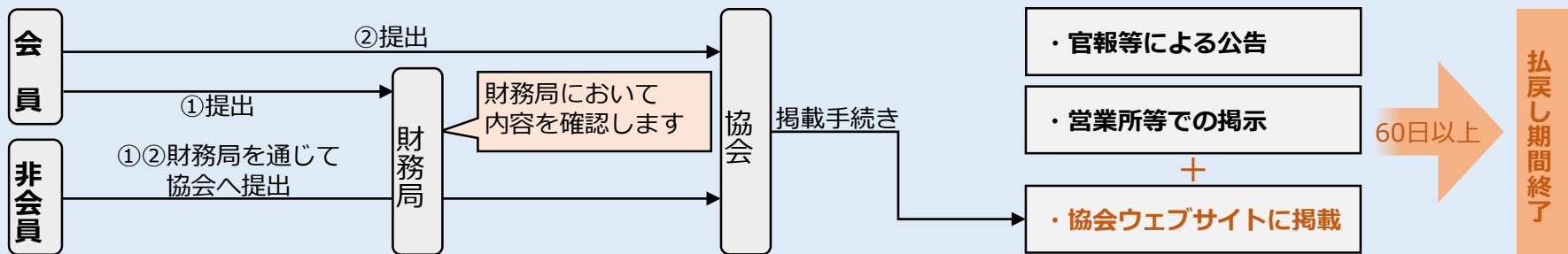
➢ **協会の非会員**は、**掲載内容の協会への提出は不要**です。（財務局が協会に提出します。）

（※1）報告様式は、「事務ガイドライン（第三分冊）5 前払式支払手段発行者関係 別紙様式17」を用いてください。

（※2）報告様式は、別途協会が指定する様式を用いてください。（掲示物（案）等の財務局に提出した添付資料についてもご提出ください。）

【留意事項】利用者への適切な情報提供等の観点から、官報等による公告を行っていただいた後、速やかに協会ウェブサイトに掲載する必要がありますので、**余裕を持ったスケジュール**で提出するようお願いいたします。また、掲載内容の正確性を確保する観点から、財務局又は協会へ提出していただいた**内容に変更があった場合には、速やかに財務局又は協会にその旨をお知らせ**ください。

（イメージ図）



○資金決済に関する法律第20条第1項・第2項

前払式支払手段発行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払式支払手段の保有者に、当該前払式支払手段の残高として内閣府令で定める額を払い戻さなければならない。

一～三 [略]

2 前払式支払手段発行者は、前項の規定により払戻しをしようとする場合には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告するとともに、当該事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者に提供しなければならない。

一～四 [略]

○前払式支払手段に関する内閣府令（案）第41条第5項

前二項の場合において、前払式支払手段発行者は、第三項の規定による掲示又は前項の規定による情報の提供の内容を認定資金決済事業者協会の協力を得て当該認定資金決済事業者協会のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。